

静 岡 市 報

号 外
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
発 行 所 静岡市役所
編集兼発行人 静岡市長
発 行 日 毎月 1 日

目 次

消防本部訓令	
静岡市火災予防査察等に関する規程の一部改正	1
静岡市火災予防違反処理規程の一部改正	9

消防本部訓令

消 防 本 部 訓 令

静岡市消防本部訓令第 6 号

消防防災局

各消防署

静岡市火災予防査察等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成19年 4 月 1 日

静岡市消防長 岡村 一博

目次中「第 3 章 査察」を「第 3 章 立入検査」に、「査察対象物」を「立入検査の種別」に、「第 3 節 立入検査」を「第 3 節 立入検査の実施」に改める。

第 1 条中「措置」の次に「に係る事務」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （ 1 ）査察 立入検査、違反処理及び火災予防のための措置を含む行政作用をいう。
- （ 2 ）立入検査 法第 4 条又は法第 16 条の 5 の規定に基づき、消防対象物又は貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物その他の貯蔵、取扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の欠陥事項について関係者に指摘し、自主的な是正を促す作用をいう。

- (3) 違反処理 静岡市火災予防違反処理規程(平成15年静岡市消防本部訓令第15号。以下「違反処理規程」という。)第2条第1号に規定する違反処理をいう。
- (4) 行政措置権 法に基づく命令、許可及び特例認定の取消し、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく代執行並びに法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づく即時措置を行う権限をいう。
- (5) 査察対象物 別表第1に掲げる査察対象物区分基準に定める消防対象物及び危険物製造所等をいう。
- (6) 政令対象物 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第6条に定める防火対象物をいう。
- (7) 危険物製造所等 製造所等及び危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (8) 危険物運搬車両 危険物を運搬する車両をいう。
- (9) 少量危険物貯蔵取扱所 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (10) 指定可燃物貯蔵取扱所 静岡市火災予防条例(平成15年静岡市条例第286号。以下「条例」という。)別表第2に定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (11) 高圧ガス関係施設等 法第9条の3又は条例第68条の規定に基づく高圧ガスその他のガス、放射性物質、火薬類並びに毒物及び劇物を貯蔵し、又は取り扱う関係施設をいう。
- (12) 危険物施設等 危険物製造所等、危険物運搬車両、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所及び高圧ガス関係施設等をいう。
- (13) 査察員 査察に関する業務(以下「査察業務」という。)に従事する消防職員をいう。
- (14) 指定査察員 消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)が、査察員のうちから特に指定した者をいう。
- (15) システム 査察対象物に関する情報を署所端末装置から入出力する情報処理システムで査察業務に係るものをいう。
- 第5条第1項中「防火査察」を「査察」に改める。
- 第13条第2項及び第3項を削る。
- 第3章の章名中「査察」を「立入検査」に改める。
- 第3章第1節の節名中「査察対象物」を「立入検査の種別」に改める。

第15条を次のように改める。

(立入検査の種別)

第15条 立入検査の種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常立入検査 査察対象物について、次節の規定に基づき立入検査計画を作成し、実施する立入検査をいう。
- (2) 特別立入検査 消防長等が火災発生状況又は社会情勢等の特別な理由により必要があると認める場合に実施する立入検査をいう。
- (3) 会場管理立入検査 査察対象物の使用状態が、催物等の内容により平常時と異なり雑踏、混乱等が予想され、かつ、火災等の発生により多数の人命に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合に行う立入検査をいう。

第16条中「並びに査察対象物の危険実態、自主管理状況及び過去の立入検査結果」を「、別表第2に掲げる査察対象物順位基準及び過去の立入検査結果その他の事情」に改める。

第17条中「静岡市消防本部事務事業計画」を「静岡市消防防災局事務事業計画」に改める。

第3節の節名中「立入検査」を「立入検査の実施」に改める。

第19条第3項中「消防用設備等、」を「消防用設備等若しくは特殊消防用設備等又は」に改める。

第22条を削る。

第21条第2項中「様式第1号」を「様式第2号」に、「立入結果通知書」を「立入検査結果通知書」に改め、同条を第22条とする。

第20条を削り、第19条の次に次の2条を加える。

(立入検査の事前通告)

第20条 立入検査を実施する場合は、相手方に対し事前にその旨を通告するものとする。

ただし、次に掲げる検査を行う場合又は相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を勘案し、事前に通告する必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 避難施設及び防火設備の管理状況の検査
- (2) 自動火災報知設備の受信機操作部の確認等に係る検査
- (3) 危険物製造所等における危険物取扱者の立会い状況の検査

2 前項の規定により立入検査の相手方に事前に通告する場合において、文書により通告

することが必要であると認められるときは、立入検査通告書（様式第 1 号）により通告するものとする。

（立入検査執行上の留意事項）

第21条 立入検査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （ 1 ）関係者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者その他査察対象物の管理について責任のある者の立会いを求めること。
- （ 2 ）正当な理由なく立入り又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する者がある場合は、立入検査の要旨を十分説明し、なお応じないときは、関係者等の忌避等の理由を確認して、立入検査を中止し、その旨を消防長等に報告し指示を受けること。
- （ 3 ）機器の操作については、関係者等に操作を求めること。
- （ 4 ）立入検査中における危害防止及び機器物の損傷防止には、細心の注意を払うこと。
- （ 5 ）関係者等の民事上の紛争に関与しないこと。

第23条を次のように改める。

（査察台帳の作成）

第23条 政令対象物又は製造所等の立入検査を実施した査察員は、当該立入検査の結果等をまとめた査察台帳（様式第 3 号）を作成するものとする。

第24条の見出し中「査察結果」を「立入検査結果」に改め、同条第 1 項中「査察を」を「立入検査を」に、「査察結果報告書」を「立入検査結果報告書」に改め、同条第 2 項中「査察の」を「立入検査の」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 署長は、毎月実施した政令対象物又は製造所等の立入検査結果を月間立入検査結果報告書（様式第 5 号）により、消防長に報告するものとする。

第25条第 1 項中「査察」を「立入検査の」に、「立入結果通知書」を「立入検査結果通知書」に改め、同条第 2 項中「査察」を「立入検査」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第26条第 3 項中「立入結果通知書」を「立入検査結果通知書」に改める。

第29条第 1 項中「させ、時期を失することなく違反処理に移行する」を「させる」に改める。

第30条第 3 号中「消防用設備等」の次に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第33条第 1 項中「第16条の 5 」を「法第16条の 5 」に改める。

第38条中「消防用設備等」の次に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第39条第 1 項中「第17条の 3 の 3 」を「法第17条の 3 の 3 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

査察対象物区分基準

区分	基準
第1種	(1) 特定防火対象物で、法第8条及び令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (2) 危険物製造所等のうち、著しく消火困難なもの
第2種	(1) 特定防火対象物以外の政令対象物（以下「非特定防火対象物」という。）で、法第8条及び令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (2) 第1種査察対象物以外の特定防火対象物で、令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (3) 第1種査察対象物以外の危険物製造所等で、保安監督者の選任義務を有するもの
第3種	(1) 第1種査察対象物及び第2種査察対象物以外の特定防火対象物で法第8条又は令第10条の規定の適用を受けるもの (2) 第2種査察対象物以外の非特定防火対象物で令第21条第1項の規定の適用を受けるもの (3) 第1種査察対象物及び第2種査察対象物以外の危険物製造所等
第4種	(1) 第2種査察対象物及び第3種査察対象物以外の非特定防火対象物で、法第8条又は令第10条の規定の適用を受けるもの (2) 少量危険物貯蔵取扱所 (3) 指定可燃物貯蔵取扱所
第5種	上記査察対象物以外の消防対象物

別表第 2 (第 16 条関係)

査察対象物順位基準

順位	基準
特	出火率等の高い査察対象物で法第 8 条の適用を受けるもののうち、防火管理及び消防用設備等の双方が適正でないもの
	1 出火率等の高い査察対象物のうち、防火管理又は消防用設備等のいずれかが適正でないもの 2 出火率等の低い査察対象物で法第 8 条の適用を受けるもののうち、防火管理及び消防用設備等の双方が適正でないもの
	1 出火率等の高い査察対象物のうち、順位「特」及び順位「 」以外のもの 2 出火率等の低い査察対象物のうち、防火管理又は消防用設備等のいずれかが適正でないもの
	出火率等の低い査察対象物のうち、順位「 」及び順位「 」以外のもの

備考

- 1 「出火率等の高い査察対象物」とは、過去の火災統計に基づき、出火率、延焼拡大率及び死傷者発生率の高いもので、特定防火対象物及び令別表第 1 による (5) 項口、(10) 項、(12) 項イ、(13) 項イ及び (16) 項口に該当する非特定防火対象物をいい、それ以外の査察対象物を「出火率等の低い査察対象物」という。
- 2 「防火管理が適正でない」とは、防火管理者の選任又は消防計画の届出がなされていないことをいう。
- 3 「消防用設備等が適正でない」とは、設置を要する消防用設備等若しくは特殊消防用設備等のいずれかに未設置違反があること又は設置されていても本来の機能が損なわれる重大な違反があることをいう。

別記第 1 を次のように改める。

別記第 1 (第 18 条関係)

立入検査の事前検討事項

1 査察対象物の状況の把握

- (1) 査察台帳等から用途、規模等の確認
- (2) 届出書、申請書等の提出状況の確認
- (3) 建築同意時における指導事項の確認
- (4) 法令の適用等 (令第 8 条、令第 9 条等) の確認
- (5) 建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認
- (6) 製造所等の位置、構造及び設備に係る変更工事の経過の確認
- (7) 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に係る変更状況の確認
- (8) 法令の特例適用及び経過措置適用の確認
- (9) 型式失効と特例期間の確認
- (10) 過去の火災、漏えい事故等の発生状況の確認
- (11) 関係行政機関からの提供情報の確認

2 過去の指導状況等の把握

- (1) 過去の立入検査における指摘状況の確認
- (2) 違反処理経過 (処理区分及び処理年月日) の確認

3 検査項目及び要領の検討

- (1) 検査項目の検討
- (2) 効率的な検査要領の検討

4 関係者に関する情報の確認

- (1) 関係者の住所、氏名等の確認
- (2) 立入検査の相手方の対応に関する情報の確認
- (3) 立入検査の相手方に対する事前通告の必要性の検討

5 持参する資料等の確認

- (1) 証票
- (2) 査察台帳、図面等
- (3) 事情の変更に伴い必要となる各種届出用紙等
- (4) 消防関係法令集等
- (5) 検査に必要な器具
- (6) その他必要な資料等

別記第 2 第 1 の 1 中「消防用設備等」の次に「又は特殊消防用設備等」を加え、同別記第 1 の 4 中第 19 号を第 20 号とし、第 11 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 燃料電池発電設備（条例第 12 条の 2）

別記第 3 を次のように改める。

別記第 3（第 22 条関係）

走行中の移動タンク貯蔵所の立入検査要領

第 1 停止させる要件

- (1) 移動タンク貯蔵所から危険物が漏れているなど火災発生危険が認められる場合
- (2) 消防長等が移動タンク貯蔵所による危険物の移送に関し、火災の予防止検査する必要があると認める場合

第 2 停止措置の協議等

- (1) 消防長等は、上記第 1 (2) により移動タンク貯蔵所を停止させて立入検査を実施するときは、あらかじめ警察機関と日時、場所、停止要領等の必要事項を協議し実施すること。
- (2) 署長は、(1) により立入検査を実施するときは、事前に消防長にその概要を速報すること。

第 3 法令違反を認めた場合の処理等

停止させた移動タンク貯蔵所に対し法第 16 条の 5 の規定に基づき立入検査を実施した結果、当該移動タンク貯蔵所において違反を認めた場合は、次により処理すること。

- (1) 当該移動タンク貯蔵所の常置場所が静岡市である場合
違反処理規程に基づき必要な措置をする。
- (2) 当該移動タンク貯蔵所の常置場所が静岡市以外である場合
規程第 22 条第 2 項の規定に基づき処理するほか、所轄市町村長等から照会等があった場合は、的確に対応すること。

第 4 常置場所が静岡市の管轄区域内にある移動タンク貯蔵所が、静岡市の管轄区域外で検査を受け、その結果を他の市町村長等から受理した場合で、違反指摘があった場合は違反処理規程に基づき必要な措置をすること。

第 5 停止中の移動タンク貯蔵所への準用

危険物施設等及びその他の場所において停止中の移動タンク貯蔵所を検査したときは、第 3 に準じて処理すること。

別記第 4 中「静岡市消防本部」を「静岡市消防防災局」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までの様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 5 号その 1 の 1、同様式その 1 の 2 及び同様式その 2 を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 6 号から様式第 9 号までの様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 11 号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部訓令第 7 号

消防防災局

各消防署

静岡市火災予防違反処理規程（平成 15 年静岡市消防本部訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 4 月 1 日

静岡市消防長 岡村 一博

第 2 条第 7 号中「法第 8 条の 2 の 3 第 5 項」の次に「又は法第 17 条の 2 の 3 第 4 項」を加える。

第 3 条第 3 号中「及び消防吏員」を「その他の消防吏員」に改める。

第 5 条第 3 項中「とき、又は特異な違反事案の処理にかかる場合」を「場合、又は特異な違反事案を処理する場合」に改める。

第 6 条第 3 項中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

第 10 条及び第 11 条第 1 項を次のように改める。

（教示）

第 10 条 前条第 1 項又は第 3 項に規定する命令書によって命令を発動する場合又は利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 57 条第 1 項及び第 2 項並びに行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項に定める

教示をしなければならない。

(公 示)

第11条 消防長等は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2第3項、法第11条の5第1項若しくは第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項若しくは第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項若しくは第4項、法第16条の6第1項又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る消防対象物又は当該消防対象物のある場所に標識(様式第4号)を設置し、静岡市公告式条例(平成15年静岡市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場並びに静岡市消防防災局管轄区域内の消防署及び消防署出張所の掲示場に掲出することによりその旨を公告し、並びに静岡市報発行規則(平成15年静岡市規則第1号)に基づき発行する静岡市報に当該公告の要旨を掲載するものとする。

第16条を次のように改める。

(告 発)

第16条 消防長等は、別に定める告発基準に該当する場合であって、罰則をもって対応すべきと認めるときは、告発を行うものとする。

2 前項に規定する告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察官又は検察官に対し、告発書(様式第10号)に関係資料を添付して行うものとする。

第17条中「法第8条の2の3第5項」の次に「又は第17条の2の3第4項」を加え、「発見」を「覚知」に改める。

第18条第3項中「定める」を「掲げる」に改める。

第20条第1項中「配達証明又は内容証明の取扱いにより郵送する」を「配達証明郵便又は配達証明付き内容証明郵便により送達する」に改め、同条第2項を削る。

第21条中「、消防設備士又は防火対象物点検資格者」を「又は消防設備士」に改める。

第22条第1項を削り、同条第2項中「他法令違反が存する」を「他の法令に違反する」に改め同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

